

児童発達支援センター岐阜市立恵光学園

保育所等訪問支援重要事項説明書

岐阜市立恵光学園における児童発達支援を提供するにあたり、社会福祉法第76条に基づいて、当学園があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

経営事業者の名称	岐阜市
法人所在地	岐阜市司町40番地1
法人種別	地方公共団体（市町村）
代表者氏名	岐阜市長 柴橋 正直
電話番号	（058）265－4141

2 施設の目的と事業運営の方針

施設の種類	児童発達支援センター
施設の目的	障害児の心身の発達の促進とその障害の軽減ならびに保護者への養育援助を目的とする。（児童福祉法第43条による施設）
施設の名称	岐阜市立恵光学園
施設管理者（園長）氏名	安原 善光
電話番号	（058）232－4551
FAX番号	（058）296－0107
事業運営の方針	発達につまずきを持つ乳幼児が日常生活における基本動作を習得し、および集団生活に適応することができるよう、利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。また、関係機関との連携の中で支援の充実を図る。
開設年月日	平成24年4月1日

3 事業実施地域

岐阜市

4 施設の概要

（1）施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造2階建
	建築面積	801.20㎡（車庫・物置含む）
敷地面積	1,671.23㎡	

（2）主な設備

設備の種類	室数	面積
発達支援室	6	183.28㎡
遊戯室	1	82.80㎡
遊戯室2（なかよしルーム）	1	33.25㎡
相談室	1	10.22㎡
医務室	1	4.06㎡
静養室	1	8.44㎡
便所	3（1つは調理員用）	61.62㎡
調理室	1	43.67㎡
事務室	1	76.81㎡

(3) 職員体制

職 種	員 数
園長	1
児童発達支援管理責任者	1
保育所等訪問支援員	3
事務員	1

○職員の勤務時間帯（標準） 8：30～17：15

4 学園の開園日及び開園時間

開 園 日	「岐阜市の休日定める条例」に基づく市の休日を除く日
開 園 時 間	8：30～17：15

5 事業の概要

事業の目的	利用児が日常生活における基本的動作を習得し、保育所等における集団生活に適応できるよう、利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。
提供する支援	利用児がその所属する集団生活に適応するための支援および訪問先施設の職員に対する支援

6 利用料金（1月当たり）

(1) 利用料金の算定

区分	利用料
法定代理受領を利用した際の使用料	児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額※1※2から同法第21条の5の7第11項の規定により市町村から支払いのある額（恵光学園が代理受領します）を差し引いた額とします。
特定費用	実費
交通費	実費（岐阜市外地での事業の提供を行う際）

※1 当該費用の額が現に指定障害児通所支援に要した費用の額を超えるときは、当該指定障害児通所支援に要した費用

※2 訪問支援員特別加算、初回加算、家族支援加算、多職種連携支援加算、関係機関連携加算、ケアニーズ対応加算を含みます。

(2) 利用料金の支払い方法

支払い単位	月々の利用日数に応じ月単位で請求します。
請 求	翌月15日までに、保護者に納入通知書を送付いたします。
支払い期日	納入通知書により翌月末までにお支払いください。
領 収 書	お支払い後の領収証書を保管してください。

7 苦情申し立て先

当センター ご利用相談窓口	・苦情受付担当者 尾野 正和 ・相談時間 8：30～17：15（土、日、祝日、年末年始を除く） ・電話番号 (058) 232-4551 ・FAX (058) 296-0107 ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 ・苦情受付箱を設置しておりますのでご利用ください。 ・必要に応じて第三者委員の助言・立ち合いを求めることができます。
岐阜市役所 障がい福祉課	・所在地 岐阜市司町40番地1 ・電話番号 (058) 265-4141（土、日、祝日、年末年始を除く）

岐阜県運営適正化委員会	・所在地 岐阜市下奈良 2-2-1 県福祉農業会館 6 階 ・電話番号 (058) 278-5136 (土、日、祝日、年末年始を除く) ・FAX (058) 278-5137
-------------	---

8 秘密保持等及び情報の提供等

学園では、関係法令に基づいて、利用児の記録や業務上知り得た情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料は、利用者の負担となります。) 保存期間は学園利用終了日から 5 年間です。

9 事故発生時の対応

学園は、利用児に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに岐阜市及び当該児の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに岐阜市の加入する損害賠償保険にて対応します。

10 虐待防止の措置

学園は、利用児や利用者支援をきめ細かく行うことにより、虐待の未然防止と発生時の迅速な対応を行います。虐待が疑われる場合は、関係機関との連携のもと迅速な対応を図り、再発防止に取り組めます。

1.1 緊急時の対応

非常時への対応	別途定める「岐阜市立恵光学園消防計画」により、対応します。
平常時への対応	別途定める「岐阜市立恵光学園消防計画」にのっとり、年 12 回避難訓練を学園支援時間の中で利用児及び保護者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知器 あり ・誘導灯 あり ・非常通報装置 あり ・ガス漏れ報知器 あり ・非常電源 あり カーテンは、防災性能のあるものを使用しています。
消防計画等	消防署への届出日 令和 6 年 4 月 1 日 防火責任者 尾野 正和

1.2 当センターをご利用の際に留意いただく事項

設備、器具の使用	居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
協力	利用にあたって、利用者は利用児の集団適応のために、支援者やその集団を運営する機関との協力のもと、共に意欲的に取り組まれるようお願いいたします。
連絡	事業の利用日に、所属する集団の場を欠席する場合は、学園に連絡を入れてください。また、事業の実施中の緊急事態を想定し、利用者は、常に学園からの連絡が付くようご注意ください。
所属機関への説明	利用者は、予め利用に関して利用児の所属する機関に対して、説明をしてください。

本書面に基づいて上記重要事項の説明をし、また説明を受け、確認しました。

令和 年 月 日

児 童 氏 名

保 護 者 氏 名

住 所

事 業 所 所在地 岐阜市長良東3丁目9番地

名 称 岐阜市立恵光学園

園 長 安原 善光

説明者 補職名
 氏名

事 業 者 所在地 岐阜市司町40番地1

名 称 岐阜市

代表者 岐阜市長 柴橋 正直